

魚沼市団体誘客促進事業補助金

申請要領

(令和4年度)

令和4年4月

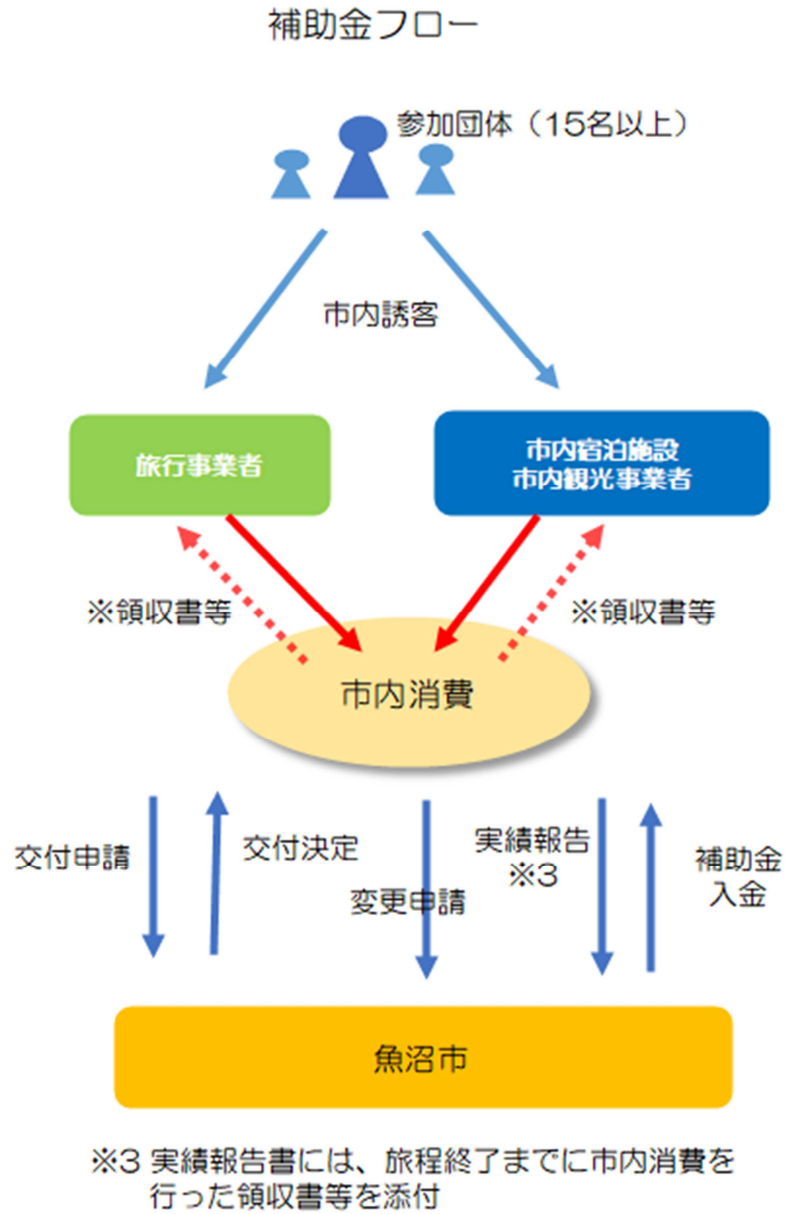
魚沼市産業経済部観光課

○補助金の概要

1. 趣旨	団体旅行の誘客促進により観光交流の拡大を図り、地域経済を潤すために本補助事業を実施します。																											
2. 対象期間	令和4年4月1日（金） から令和5年3月19日（日）受入分まで ※予算がなくなり次第終了																											
3. 対象者	①団体旅行を誘客する旅行事業者（旅行業法に基づく登録事業者） ※市外旅行事業者も含む ②教育旅行を誘客する市内に施設を有する宿泊事業者・民泊事業者 （各法令に基づく登録事業者） ※宿泊施設で構成する組合単位での申請も可 ③教育旅行を誘客する市内に事業所を有する観光事業者																											
4. 対象旅行	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>旅行事業者</th> <th>市内宿泊事業者</th> <th>市内観光事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td colspan="3">市外を発地とする15名以上の団体誘客</td> </tr> <tr> <td>対象旅行</td> <td>募集型企画旅行※3 受注型企画旅行</td> <td colspan="2">市外の小学校、中学校、高等学校 大学が実施する教育旅行（※1）</td> </tr> <tr> <td>補助金額 (日帰※2)</td> <td>誘客数×1,000円</td> <td>対象外</td> <td>誘客数×1,000円</td> </tr> <tr> <td>補助金額 (市内宿泊)</td> <td colspan="2">延べ宿泊者数×2,000円</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>補助上限</td> <td colspan="3">1回の補助上限：100,000円若しくは市内消費額の少ない方</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 教育旅行とは、学校の管理下（大学は認知下）で行われる教育旅行（合宿旅行、修学旅行、移動教室、スキー実習等）で、引率する教員若しくは指導者（大学は代表者）がいる旅行とする。</p> <p>※2 日帰旅行は、旅程において、市内景勝地や観光施設等の滞在が確認できること。</p> <p>※3 同一の募集型企画旅行は、2回までを対象とする。申請の際は実施日ごとに申請し、ツアー名の冒頭に日付を記載すること。（例『10/9 魚沼満喫ツアー』）</p> <p>【対象外となる教育旅行の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団やスポーツクラブの教育旅行（学校側の管理下とならないため） ・大学の有志の集まり（大学側が認知するゼミや部活、サークル活動でないため） 				申請者	旅行事業者	市内宿泊事業者	市内観光事業者	人数	市外を発地とする15名以上の団体誘客			対象旅行	募集型企画旅行※3 受注型企画旅行	市外の小学校、中学校、高等学校 大学が実施する教育旅行（※1）		補助金額 (日帰※2)	誘客数×1,000円	対象外	誘客数×1,000円	補助金額 (市内宿泊)	延べ宿泊者数×2,000円		対象外	補助上限	1回の補助上限：100,000円若しくは市内消費額の少ない方		
申請者	旅行事業者	市内宿泊事業者	市内観光事業者																									
人数	市外を発地とする15名以上の団体誘客																											
対象旅行	募集型企画旅行※3 受注型企画旅行	市外の小学校、中学校、高等学校 大学が実施する教育旅行（※1）																										
補助金額 (日帰※2)	誘客数×1,000円	対象外	誘客数×1,000円																									
補助金額 (市内宿泊)	延べ宿泊者数×2,000円		対象外																									
補助上限	1回の補助上限：100,000円若しくは市内消費額の少ない方																											
5. 条件	①参加人数15名以上の団体旅行であること。ただし、募集型企画旅行の場合は、募集人数が15名以上の旅行であること。 ②市外を発地とし、市内の宿泊施設を利用する宿泊旅行又は市内の観光施設等を利																											

- 用する日帰旅行であること。
- ③新規の来訪を目的とした旅行であること。
※過去1年以内に魚沼に観光で来訪した団体は対象外。
- ④本補助金は、市内での観光消費に活用すること。

6. 申請フロー



7. 申請書類

【補助金申請時】

- ①補助金交付申請書
 - ②団体旅行計画書
- ※注意：補助金交付決定前の事業実施は行わないようご注意ください。

【補助事業の内容に変更が生じた場合】

- ①補助金交付変更申請書
- ②団体旅行計画書（変更したもの）

	<p>※補助金対象経費の2割以内の変更の場合は、上記書類の提出は不要です。</p> <p>【補助金実績報告時】</p> <p>①補助金実績報告書</p> <p>②団体旅行報告書</p> <p>※補助金交付対象者と市内消費先が同一の場合は、団体引率者のサインが必要</p> <p>③市内での消費を証明する領収書等のコピー</p> <p>※旅行者個人の領収書が複数枚に渡る場合は、別に定める一括領収証明書を添付)</p>
<p>8. 申請先 (お問合わせ先)</p>	<p>【魚沼市産業経済部観光課】</p> <p>○所在地 〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地</p> <p>○TEL 025-792-9754</p> <p>○FAX 025-793-1016</p> <p>○メール kanko@city.uonuma.lg.jp</p> <p>※上記にメールをいただければ、補助金申請に係る電子データを送付いたします。</p>

よくある質問（FAQ）

Q：同一団体が、一年に何度も利用した場合も対象となるのか。	A：対象になりません。本補助金は、新規の来訪を目的とした旅行であるため、過去1年以内に魚沼に観光で来訪した団体は対象外となります。
Q：参加者数が15名未満の団体は対象となるのか。	A：対象になりません。ただし、募集型企画旅行の場合は、募集人数が15名以上であれば、実際にその人数を下回っても対象となります。
Q：他キャンペーンや割引等との併用は可能か	A：可能です。ただし、併用する場合は、他キャンペーン等を適用後（減額後）の領収書を添付してください。
Q：市内消費の証明書類について電子決裁した場合はどうなるのか	A：電子決裁であっても、消費先店舗等から領収書を発行してもらえれば問題ないです。
Q：市内消費で対象とならないものはあるのか	A：金券（商品券、図書券等）やプリペイドカード等の換金性の高い商品の消費は対象になりません。
Q：補助金交付申請時は、市内消費額（予定）を補助金交付基準額としていたが、延べ宿泊者数が減ったことにより、実績報告時には、延べ宿泊者数からの積算額が少なくなった場合、どうすればよいか。	A：旅行報告書により、少ない金額の方を記載ください。ただし、補助金交付申請額より2割を越える変更の場合は、補助金交付変更申請書を提出していただく必要があります。
Q：教育旅行で、同一の団体が1年間で複数回に渡り来訪する場合は対象となるのか。	A：複数回の旅程を分かるように旅行計画書に記載いただき、1回の申請にまとめていただければ対象となります。
Q：日帰旅行の場合、魚沼市内で食事のみ滞在でも補助対象となるのか。	A：食事のみは対象になりません。市内での食事に加えて、景勝地や観光施設等の滞在を旅程に組み入れていただければ対象となります。
Q：同一の募集型企画旅行を複数回実施する場合は、対象となるのか。	A：同一の募集型企画旅行は、2回までを対象とさせていただきます。申請の際は <u>実施日毎</u> に分けて申請してください。
Q：補助金交付決定前に、募集型企画旅行のPRや募集を行っている場合は対象となるのか。	A：対象になりません。